

# 農業教育の展開過程

猪 股 趣 (農林経済学研究室)

I taru INOMATA

## The Development of the Agricultural Education

### I は し が き

昭和36年11月11・12の両日、大津市で開催された第11回関西農業経済学会大会は、その共同報告のテーマに「農業における教育と普及の諸問題」を掲げ、学者・教育者・専門技術員・改良普及員・自営農業者の五氏の報告が行なわれた。

農業教育の問題が学会のテーマとして取りあげられた動機は、最近の農業の激しい動きとともに、農業教育もまた再検討の必要性が痛感され、その体質改善の方策が模索される段階にまで立ち至ったということに求められる。

農業教育の体質改善といっても、それは本質的には農業教育のよって立つところの基盤である農業なり、農業者なり、農村社会なりの変貌との関連の上で、「教育」の問題を考えることが必要である。最近における農業教育の問題は、就業構造並びに農業構造の変化とも関連して、学会においてのみならず、行政の府においてもまた大きな問題となり、活潑な議論をまきおこしている。

我国の農業教育の歴史をふり返ってみれば、その展開過程は日本資本主義の歩みと密接な関連を有している。小論においては、農業教育の動きを日本資本主義の発展過程において把握ることによって、各時期における農業教育の特質を考察し、進んで最近の農業近代化の動きと農業教育の関連について考察してみたい。

なお、ここで農業教育というのは、学校教育制度における農業教育が中心となるが、あわせて農村教育、農民教育をも含んだ広義の農業教育を指すことをおこわりしておく。

### II 近代経済社会の展開と教育制度の確立

#### (1) 「学制」時代 明治5年～明治12年

我国は明治維新によって封建的政治組織を払拭して近代国家として出発した。後進国日本は先進欧米諸国の文物を輸入し、また近代的政治組織を樹立しようとして幾多の急激な改革を行なった。

教育制度の改善に着手したのも、近代国家として誕生した我国にとって当然のことであった。

明治4年文部省が設置されるや、文部省は欧米教育制度について研究し、翌5年に「学制」を制定して近代教育の基礎をしいた。この学制で、「……自今以後一般の人民(華土族農工商及び婦女子)必ず邑不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す……高上の学に至ては其人の材能に任かすといえども幼児の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは其父兄の越度たるべき事」として文明開化の教育思想にもとづき、国民の義務教育を規定した。農業教育に関しても規定を設け、第34章に「農業学校ハ小学ヲ経テ農業ヲ修メントスルモノノ為ニ設ク」とある。なお「学制」においては、農業学校および諸民学校(後の実業補習学校あるいは青年学校)を中学校の一種と認めている。

上述の規定があっても、我国の当時の世情が普通教育の普及発達を望むことに急であって、農業および工業の方面に十分及ぶ余有がなかったものようであった。農業教育の必要なことは、すでに殖産興業の一環として是認されていたが、それは文教の府から布達された「学制」によってではなく、直接勸業の衝に当たっていた方面から発達してきた。即ち、明治初年より士族授産の目的で開墾を行なって、茶・ミカン等を栽培したり、農事一般の改良のために外国の作物・家畜の種苗・農具等の移入に努め、農業並びに農業教育の進展に資しようとした。このため明治7年には内務省勸業寮に農事修学場が設けられ、10年になって敷地を駒場に移し、その名称も駒場農学校となった。また北海道開拓の目的をもって明治5年東京芝の増上寺内に開拓使仮学校を設け、8年に札幌にこれを移し、9年には米国人 William. S. Clark の来日を得、彼の努力によってその基礎が築かれた札幌農学校がある。各府県においても新時代の農業の普及を図るため、各種の施設を設けた。最初は試作場、牧畜場のようなものにおいて、子弟の教育を併せ行なったのであるが、次第に農業教育機関を特設し、学校教育の内容を整えるに至ったものがある。たとえば、明治5年、現

在の京都大学附属病院地内に開かれた京都府の牧畜場は、始め米国人James. A. Weedをやとって農学牧事を講義したが、9年には府下船井郡須知村蒲生野に敷地を移し、京都府立農牧学校として、家畜の飼養と大農式農場経営教育を進めた。創立当初の生徒数は40名、修業3カ年で米国学教育を行なったが、12年にWeedの任期が満了すると同時に廃校のやむなきに至った。後、明治41年この農場跡に乙種の郡立実業学校の創立をみ、更に組織を改めて府立須知農林学校となり、今日では京都府立須知高校として、地域に歴史の足跡を残している。

殆んどこれと前後して、石川県の農業講習所、岐阜県・広島県等の農事講習所等が誕生しており、勸業事業の一環として農業教育が行なわれていた。

なお、当時ナショナリズムの思潮に基づく私立の農学教育施設ができ、「農業雑誌」等を発刊して農業の振興に寄与しようとした、津田仙の学農社、十文字信介の農学社、日下帰一の教農社等がその代表的なものといえる。

## (2) 「教育令」時代 明治12年～明治19年

「学制」の制定によって国民教育制度が確立され、学校が大学・中学・小学の三種にわけられて義務教育が規定されたのであるが、「学制」の理想とするところは高く、当時の国力や民度に即さぬ恨みがあった。明治10年に西南戦役が勃発し、著しいインフレが起ったが、14年以後いわゆる松方デフレ政策がとられ、深刻な農村不況がやってきた。多くの農民は貨幣経済の激浪に洗われたのであるが、政府はその処理のために全力を注ぎ、教育施設の積極的充実に必ずしも尽し得なかった。他方、当時「鹿鳴館時代」の言葉が象徴する如く、西洋思想が盛んに輸入され、やや干渉的統轄的色彩の濃い学制に代わって、自由放任の制度を採用する必要を生じ、12年に新たに「教育令」全47条を制定した。学制が全210章にわたる詳細な干渉的布達であったのに比し、自由放任にして簡略な布告であったが、しかしこれも翌年に至り、そのゆきすぎなることが問題となり、再び改正されて18年頃まで実施された。13年の改正教育令では、その第8条に「農学校ハ農耕ノ学業ヲ授クル所トス」とあり、第50条には「各府県ハ土地ノ情況ニ随ヒ中学校ヲ設置シ、又専門学校農学校商業学校職工学校等ヲ設置スヘシ」と規定されている。

明治14年農商務省が設置されて、農商務省と文部省との間に実業学校の管理監督に関する争いが発生し、これが文部省に有利に解決されてから、ようやく文部省は本格的に農業教育に関心を払うようになり、明治16年には農学校通則の制定を行なった。

明治初期の教育が、一般庶民の義務的教育を企図する

とともに、国民の指導者階級養成に力を尽したため、結果においては農業・商業・工業等の実業教育を軽視した事になった。前述の如く、学制、教育令等には農業教育に関してはみるべきものがなかったといっても過言ではあるまい。農業教育は文部行政からではなく、勸業の必要性から出発したが、農学校通則の公布以来、農業教育の組織が文部関係の教育組織のうちに入れられて発達してきたのである。

農業教育制度の最初のものとして重要な意義をもつ農学校通則は、全文17条からなる簡単なものではあるが、その第1条に「農学校ハ此通則ニ遵ヒ農ノ学業ヲ教授スル所トス」とあり、第2条には「農学校ハ之ヲ分チ第1、第2ノ二種トス第1種ハ主トシテ躬ヲ善ク農業ヲ操ルヘキ者ヲ養成スル為メ下款ニ遵ヒ之ヲ設置スルモノトス」とし、第3条に「農学校ニ於テハ殊ニ本邦ノ農事ニ就キ第1種ハ主トシテ実業ヲ授ケ第2種ハ学理ト実業トヲ並ビ授クルヲ要ス且実験ノ用ニ供スルニ足ルヘキ田圃等ノ準備アルヲ要ス」と規定した。第1種は修業年限2年、入学資格15才以上であり、自営者養成を目的としたが、第2種は修業年限3年、入学資格は16才以上と定められ、学理と実際とを授けるもので専門教育に相当していた。

この農学校通則も明治19年に学校令が公布されるとともに廃止され、新展開をとげていく。

## (3) 「学校令」時代 明治19年～明治32年

明治前期において我国は富国強兵、殖産興業の掛声のもとに近代的産業の基礎を築いていったが、日清・日露の両戦役は、我国産業の飛躍的發展をもたらした。この發展をもたらす重要な役割を果たしたものの一つに金融機関の整備がある。即ち、普通銀行は明治20年代に著しい發展を遂げ、23年には銀行条例が制定された。また29年には日本勸業銀行法・農工銀行法が、33年に至ると北海道拓殖銀行法が公布されて、農業に対する長期・低利の資金を融資し、その他の特殊銀行の設置とあいまって産業の発達に大きな役割を果たした。

明治18年から27年にかけては、官営工場の払下げも実現して民間の企業熱も高まってきた。一方、工業原料の生産や食糧生産を担当する農業では、この期には商業資本家による不在地主が発生したとはいえ、未だ耕作地主が支配的であり、農業発展の中核は彼等にあつた。当然、農業の指導者及び自営者を養成する農業教育も、彼等自作手作り層地主子弟を念頭に描いていたのであるが、自給自足の農村経済は、資本主義の急速な発達によって次第に崩壊し、市場販売を目的とした商業的農産物の生産に移行していく気配を示してきた。

明治18年に伊藤内閣が成立するや、初代の文部大臣に

森有礼が選ばれた。森文相は教育制度の改革を企図し、従来の如く一つの法令に大学・中学・小学等をすべて規定する制度をあらため、学校の種類によって別個の学校令を制定することとした。

明治19年、学校令の制定によって、帝国大学令・師範学校令・中学校令・小学校令がそれぞれ公布されたが、実業学校については一系統としての法令を定める必要性は認められなかった。この制度において、小学校を基本とし、尋常中学・高等中学をへて大学に連る直系と、小学校から尋常師範学校をへて高等師範学校に至る傍系との二大教育系統、いわゆる複線型の教育系統をしいたのであった。その後教育制度の改革は幾たびも行なわれたが、しかしその形式においても内容においても、日本の教育体系の基礎がこの時に確立されたとみてよい。

この時代に、先に勸業方面で起こっていた各種の農業教育機関が、文部省の学校系統の中に整理統合されていた。明治19年には駒場の農学校と東京の山林学校が合併されて東京農林学校となったが、その後農商務省所管から文部省所管にかえられ、やがて帝国大学に合併され、23年には農科大学に昇格した。札幌農学校も開拓使廃止後は幾たびか廃校されようとしたが、その厄をまぬがれて、28年には文部省直轄の農学校となった。そして40年に至って札幌農学校は東北帝国大学農科大学と改称されたのであった。私立の農業教育機関も漸次整理統合されたが、明治24年に設立された育英黌が26年には東京農学校となっている、今日の東京農業大学の前身である。

当時の農業教育は指導者の養成に急であって、農学校通則の廃止以来中等程度の農業教育は制度面においても放任された形となっており、明治25年頃までは一般農民を対象とする低度のものは極めて低調であった。実業教育に対する社会の理解が未だ十分でなかったといわざるを得ないのであったが、やがて時はやってきた。

産業界が活況を呈するにつれて、これに従事する者の教育の必要を唱える者が多く、井上毅・手島精一等はこのことを声を大にして叫んだ。その意見は、従来は指導者の養成に力を注いだが、今後はその手足となって働く低度の実業教育が振興されなければならないというものであった。これらの要請に答えて公布されたのが、明治26年の実業補習学校規程、27年の簡易農学校規程等であり、つづいて32年の実業学校令に至るのである。

日清戦争直前の我国の社会的事情は、国力充実の必要性が盛んに叫ばれ、これが根本策として実業教育の重視されるべきことが力説され、明治26年にドイツの例にならって実業補習学校規程が公布された。農業補習学校においては修身・読書を主体とし、農業大意的な実業科目

を課し、実習は「学校ノ外ニアリテ實際ニ操作」させたのである。教科を平易に解釈して教える点から、この学校は職業教育というよりはむしろ農民の文化水準の向上を目的としたものともいえよう。

産業の急激な発達に伴って実業に関する科学的技能の振興が急がれたので、明治27年、井上毅文相は、「実業教育が富国強兵ノ基トシテ必要デアルノミナラズ、又子弟ノ多クガ実業ニ従事シタイ希望ヲ有スルニ拘ハラズ適当ナル施設ナキ」をもつてこれの必要を力説し、実業教育費国庫補助法を成立せしめた。この法律によって我国実業教育の画期的発展をみたことは特筆されねばならない。

(註. 文部省刊「産業教育70年史」P.56)

同じく27年には、低度の農業教育を普及する目的をもって簡易農学校規程が公布されている。その第1条に「簡易ナル方法ニ依リ農事教育ヲ施サントスル者ハ此規程ニヨルヘシ」とされ全7条の規程がみられる。この簡易農学校は、地方の経済を考慮して、組合立・郡立・府県立いづれでもよく、その学科・程度も学年の長短も全く自由であった。そして「簡易農学校ノ目的ハ農家ヲシテ従来演習セル耕種ノ外ニ科学的進歩ノ利益ヲ知ラシムルニ在リ。故ニ務メテ農家子弟ノ為ニ入り易キ門ヲ開キ……其ノ授業時間ハ或ハ夜間ニ之ヲ開クカ如キ務メテ農家ノ生計ヲ妨ケサル事ニ注意スヘシ」とし、入学資格は14才以上と定めた。要するに農学を農家に浸透させようとして、農家の子弟が入り易いような組織にしていた。この学校も、32年の実業学校令によって発展的解消をとげたのである。

### III 資本主義経済の繁栄と農業教育の発展

#### (1) 実業学校令時代 明治32年～大正9年

日清・日露の両戦役が、我国産業の飛躍的発展をもたらしたことはいうまでもないが、産業経済の発展につれて、農産物ことに米穀の需要が非常に増大していった。東京深川の28～32年の平均米穀相場は11円9銭、38～42年には14円63銭と上昇していったが、程なく海外からの米の輸入量が増大するにつれ、米価の上昇率はにぶつてきた。同時に農業は工業の発展につれ、明治後半に至って近代工業に従属するものとなっていた。既に農村経済は深く市場経済に入り込んでいたのであるが、棉作藍作の不振、米価の圧迫によって深刻な状態となっていた。他方工業の発展とともに農村労働力は都市に吸引されていき、従って、明治40年前後を境に地主手作経営が減少したが、その反面において高率小作料の取得が可能であった貸付地主が発生してきた。

(註. 柏祐賢「日本農業概論」P.18)

既に明らかにした如く、明治前期の教育には指導者の養成ということに特に力が入られていた。従来、農村において上層と見なされていた階層の子弟は都市に遊学し、そのまま離村して企業家となり、また会社員・銀行員・官公吏等になって帰農せず、教育をうけた者でたとえ農村に留まっても政治に手を染め、あるいは教師になる等、手作り農業から離れていく者が多かった。彼等は自からはクワをとらず、貸付地主となって農村社会における地位を高めつつ、貸付地主という機能を通じて農業における企業活動を続けていった。

農企業活動を国家の力によって推進するために、明治32年に耕地整理法、33年に産業組合法の制定といった一連の立法もなされていた。

農業生産面においては、引続く米作面積の増大とともに、明治40年頃から養蚕業・果樹作等の発展がみられた。「米の東進、繭の西進」といわれる如く、米作・養蚕は全国的規模にまで及んでいく。このように農業に大きな変化が認められてきたが、前述の不耕作貸付地主の発生と同時に、耕作農民も利潤追求の立場から、絃上の如き作物を自己の経営に導入していった。

経済社会並びに農業の動きは以上の如くであるが、これに対処すべく、農業教育はいかに変容発展してきたであろうか。

そもそも我国近代学校教育制度は、初めに普通教育制度、次に実業教育制度の順に成立した。「学制」や「学校令」は普通教育中心の制度であったが、資本主義の進展と実業教育費国庫補助法による実業に関する諸学校の膨脹に伴い、これらを統一する必要に迫られてきた。そこで明治32年実業学校令を制定し、(昭和18年中学校・高等女学校・実業学校の三者が統一されて中等学校令が公布されるまで続いた。) また明治36年には専門学校令が制定され、ここに実業学校系統の教育制度が完成されたのである。

実業学校令は全19条から成っているが、その第1条に「実業学校ハ工業農業商業等ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と定められ、実業に従事する者を組織的に学校教育によって養成し、我国産業の発展に寄与させようとい意図したのであった。この法律に基づいて実業学校が甲種・乙種の二つの系統に分けられ、大正9年まで続いたのであるが、大正9年に実業学校令が改正されて乙種学校を整理統合し、これを廃止するに至った。甲種では尋常小学校卒業者に対しては5年間、高等小学校卒業者に対しては3年間の修学を課し、乙種では学歴を問わず入学を許可し、3年の修業年限を課し、農業を自から経営するための技術と精神を養おうとい意図したのであった。

明治26年制定された実業補習学校規定も35年には改正され、小学校を卒業したまま実業についている者のための補習教育が、量的には農業の面で著しく発展していく。

明治年間において農業に関する大学は東京及び札幌に存在するのみであったが、ここでこの期の高等教育機関の創設についてみてみよう。

東京農科大学実科は明治32年実務者養成を目的として修業年限3年、年令満17才以上の中学校卒業程度を入学資格とし、また農業教員養成のための東京農科大学附属農業教員養成所(昭和12年東京農業教育専門学校に)も明治32年4月開所した。盛岡高等農林学校は明治36年開校され、鹿児島高等農林学校は明治41年設置、上田蚕糸専門学校は明治44年開校、東京高等蚕糸学校は明治17年農商務省所管下に東京麹町に蚕病試験場が設立されたのがその濫觴であり、明治29年蚕業講習所となり、大正2年文部省所管となったのち翌3年東京高等蚕糸学校と改称されたのであった。また京都高等蚕糸学校は明治32年農商務省所管下に京都蚕業講習所として発足し、大正3年京都高等蚕業学校、昭和6年京都高等蚕糸学校と改称した。生糸は明治初年から輸出商品の王座をしめ、蚕糸業は国民経済上重要な役割を演じてきたことが反映し、明治期に既に蚕業の高等教育機関が三校存したのである。千葉高等園芸学校は明治42年千葉県立園芸学校として発足した。当時米麦作と養蚕のほか、園芸が重視されてきたのである。同校は大正3年千葉県立高等園芸学校となり、昭和4年には文部省に移管されて千葉高等園芸学校となった。また私立東京高等農学校は明治24年育英齋として出発したが、26年には東京農学校となり、34年大日本農会附属東京高等農学校とし、36年には専門学校令による学校となり、44年に東京農業大学と改称した。大正14年大日本農会から離れて大学令による大学となったのである。これらの高等農業教育機関は、いずれも上述した我国農企業の発展と密接に関連を有して発生発達してきたものとみてよい。

## (2) 改正実業学校令時代 大正9年～昭和5年

欧州大戦は我国に漁夫の利を得せしめた。即ち、我国は交戦国の生産破壊に伴う輸出途絶に乗じて諸種の工業製品を輸出し、かつ軍需品の注文に応じて、日本資本主義は未曾有の隆盛をきわめた。これに伴って米価は急騰をつづけ、遂に大正7年に富山県魚津で米騒動が起るや、僅かの期間に全国にこの騒動は広まるまでの勢いとなった。かかる状況を反映して、政府は大正10年に米穀法の制定を行ない、米価の変動を調節しようとした。

しかるに産業界の好況の反動はまもなく訪れ、大正9年の不況を境として、米価は急激に下落し、加うるに朝

鮮・台湾における産米増殖計画の成功による1,000万石の移入米は、米価下落に一層の拍車をかけ、大正9年45円であった米価は、昭和6年には12円にまで下落した。籾価の暴落も同様に著しかった。農村の負債は当時の金額で50億円を越したといわれ、農村の窮乏は深刻をきわめた。小作料通減要求を掲げる小作争議が頻発しだすのもこの頃からであり、大正13年には小作調停法の施行をみた。同時に農民の生存基盤を強化し、地主・小作間の争いの起る地盤をなくす目的から、自作農創設維持の政策を実行にうつし、農企業活動の主体となるべき農家の育成に関心を払った。一方都市産業の発展による農民離村が急増し、昭和恐慌期に失業者が帰村するに至るまで、農村労働力の流出は、滔々として続く。

日本資本主義の下降期にむかい、ここでのべる改正実業学校令時代は、膨脹した実業学校に若干の整理と学校経営の合理性を与えようとした時期といえる。

大正時代における民本思想の普及はやがてマルクス思想の流行となってきた。時の権力は思想対策を重視し、大正14年には治安維持法の制定もみたが、教育の面においては徳性の涵養に努めるべきことが強調され、大正9年実業学校令の改正をみた。その第1条に「実業学校ハ実業ニ従事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼ネテ徳性ノ涵養ニカムヘキモノトス」として「兼ネテ」以下を新しくつけ加えた、改正規程の主要なものを列記すれば、

- (イ) 明治32年以来設けられていた甲乙種の区別を廃止
- (ロ) 学科目に改善を加え、人格の陶冶に留意して普通科目を多くしたこと
- (ハ) 実業の学科および科目の範囲がみだりに広範多岐にわたることの弊をさけ、教授の徹底を期したこと
- (ニ) 実業学校相互間または他の学校との連絡をつけたこと
- (ホ) 長期実習を認めたこと
- (ヘ) 女子に関する規定を設け、女子の実業教育に刷新を加えたこと

(註) 前掲「産業教育70年史」P.124)

これらの改正によって実業学校内の設備充実を図り、従来の実業教育の弊であった視野の狭い技術重点主義教育から、一般陶冶に重点を移して普通学の素養を重視し、以て「すぐに役立つ人間」の養成から、「将来伸びる可能性ある人間」の養成に主点をおき、また女子教育の尊重による農村婦人の養成にも意を用いた。

実業学校令の改正に伴い、大正10年に農業学校規定を改正して教育内容及び方法を刷新した。この改正によって、徳性の涵養と同時に農村生活の実際をよく認識させ、同時に学校教育の内容が、ややもすれば知識の注入

に堕し易い幣風を是正せんとして実習を強化したのであるが、当時、将来帰農して実際にクワをもつもの以外の入学者の数が次第に増加する傾向となり、農業学校の教育に対する社会の批判がようやく活潑となり、学校経営の方針に関する議論が盛んに行なわれるようになった。

欧州大戦による国力の充実に力を得た原内閣は、高等教育機関の大拡充方針によって、各方面の人材の要求と進学希望者のための道をひらき、新たに鳥取高等農業学校(大正10年開校)、三重高等農林学校(11年開校)、宇都宮高等農林学校(12年開校)、岐阜高等農林学校(13年開校)、宮崎高等農林学校(14年開校)の五校が官立農業専門学校として創設され、また九州帝国大学農学部(大正9年設立)、京都帝国大学農学部(大正12年設立)を誕生させた。

要するにこの期の農業教育は、明治時代に制度化されたものの内容を整理充実し、高等教育機関の拡充、女子に関する農業教育の台頭が特色となるが、普通教育の重視は実業学校の中学校化となり、一般社会に実業教育を傍系視する幣害を強めていく。

### Ⅲ 農村不況と教学の振興

第一次世界大戦は、我国産業を飛躍的に発展させたが、戦争の終了とともに西欧諸国は資本主義的合理化を遂行して、戦争中失なわれた東洋市場の奪還に努めたため、日本資本主義は東洋市場においてこれと競争しなければならなくなり、自由競争をたてまえとする資本主義も、生産過剰に伴う不利益を排除するために企業結合をなし、本格的に独占資本主義の段階に進まなければならなくなった。

一方労働者はその階級意識の覚せいに伴って近代的労働運動を展開し、賃金値上げを中心とする労働条件の改善を要求したが、農村に滞留する潜在失業者の存在のためにその功を奏することが不可能であった。加えるに昭和4年の世界的経済恐慌は、我国産業にも深刻な打撃を与え、中でも農村は窮乏のどん底につきおとされた。要するに日本資本主義経済の発展は、昭和の恐慌を以て決定的な打撃をうけたのである。このように混迷した社会情勢の中で、産業界の整備合理化の必要が叫ばれ、昭和7年には農村漁村経済更生計画が発表された。

農業教育を含む産業教育は、かかる社会情勢を反映して、その趣を全く異にせざるを得なくなった。当時次の如き世論が高まってきたのである。

- (イ) 従来の準備教育の幣を改め、それぞれの学校に完成教育の実をあげさせること
- (ロ) 大衆青少年の教育機関を整備すること
- (ハ) 実業教育を傍系とみる偏見を是正すること

(註. 前掲「産業教育70年史」P. 179~180)

ここでわれわれは、昭和恐慌以来終戦に至るまでの農業教育を二つの時期にわけて考察せねばならない。

(1) 作業科中心の時代 昭和5年~昭和18年

恐慌が深化し、経済が不況に陥ると、満洲事変が勃発した。同時に国体観念の昂揚が問題となり、昭和10年には教学刷新評議会が生まれ、日本の教育理念に関して根本的検討を加えることが行なわれ、自由主義教学思想から皇学教育思想にもとづく教育が行なわれねばならないとする答申が出された。実業教育に関しても同様に委員会が設けられ、教学刷新を目ざしたのであるが、それより先、すでに農業学校規定は昭和5年に改正され、次の如き決定をみた。

- (イ) 教育は実習教授を主とし、長期にわたる実習を低学年においても認めるに至った
- (ロ) 特殊組織による農村あるいは漁村教育機関を特に文部省が認めるに至ったこと
- (ハ) 国民に地理歴史の特殊教育を行なうようになったこと

(註. 柏祐賢「農業科教科教育法ノート」)

昭和6年には中学校令施行規則を改正して「作業科」を設け、教育の生活化を狙ったのであるが、不況の影響による思想の悪化があらわれ、また従来の農業教育に対する疑惑の念も深められていった。昭和7年、農林省は当時の不況に対処すべく農村漁村経済更生計画を発表し、経営技術の体得、農民精神の作興を通して農民の自力更生を図ったが、一方文部省においても特殊教育機関の設立を認めたのである。かくして「農村教育」「農民教育」という言葉が大いに叫ばれ、それに関する幾多の書物の出版もみたのである。当時の学校農業教育に対する批判をこれらの書物から以下に引用してみよう。

「諷って農民子弟に対する最も一般的教育形態たる従来の農学校補習学校等の教育を考ふるに、多少の例外あるも概して、農業上の智識を比較的広範に且つ組織的に伝達せんことに力めたる点に於ては大なる貢献をなしたるのであるが、その反面に於て種々重大なる缺陷を露呈するに至り、画一的にして都市風教育に泥み、智識の伝達に偏して人間を作らず、労働忌避、向都離村の幣風を馴致せること等は蔽ふ能はざる事実であると言はれている。思ふに斯の如きは教育行政乃至教育者等ひとり教育のみの負ふべき責任に非ざることは云ふ迄もなく、生徒個々人の素質、その家庭事情、社会風潮、政治経済社会各般の制度組織等、教育以外の関与する所も亦頗る大なるべしと想像せられるのであるが、而かも尚ほ教育そのものゝ責任に帰属すべき範囲にも極めて狭小ならざるものがあると考へられる。一步を進めて云ふならば、教

育そのものゝ深き反省と力ある革新とによって改め得らるゝ部分が相当にあると思はれるのである。」<sup>(1)</sup>

「従来の教育制度が形式体裁に墮せる結果は其内容が貧弱空虚で、其目的意識が曖昧不明確で、實際生活とかけ放れている。小学校の農業教育や補習学校農業学校の農業教育でも、実際の農家の農業経営と全くかけ離れて、現在並に将来の農業経営の根本方針は如何なるものであるか、現在の農業経営の缺陷は如何なるものであるか、其欠陥は如何にして是正されるか、而して此等農業を教ゆる学校の教育の重点は如何なる点におくべきであるか、農業学校の教育者は如何なる理想と信念とを以て進むべきであるか等に関して徹底せる見識と確信を有する教育者は果して何人あるだらふか。文教の府たる文部省にもあるまい。全国何万の小学校教師、農学校教師等にかゝる人々が何割あるだらふ、少くとも現在の農業及農村の甦生に對し明確不動の確信を有する教育者が一県に何人あるだらふ。」<sup>(2)</sup>

「農業経営の革新は固より非常に大切であるけれども此の農業経営の根本動力は農民精神の振肅にある。而して今日の農村の大不況に陥った原因も実に此の農民精神の遅緩が其真因であるが故に、此の農村を甦生させる根本動力は実に農民精神の緊張にある。」<sup>(3)</sup>

註. (1) 協調会刊「農村における塾風教育」P. 2~3

(2) 横尾惣三郎著「農村教育の革新」P. 44

(3) 横尾 同上書 P. 84

以上のような見解から生まれた特殊な農業教育機関は、それがいづれも農民精神を強調し、農本主義の色彩を濃厚にもった郷土主義、鍛錬主義、愛汗主義によって塾風教育をなし、農村の中心人物養成のため人格陶冶を主眼としたところに特色がある。そしてこの風潮は学校教育を反省させ、その後の学校農業教育にも塾風教育が取り入れられていくこととなる。

上述の如き特色をもつ農村教育機関もその内実において各種のものがみられる。大正4年山形県自治講習所(初代所長加藤完治)に始まる国民高等学校系統の教育機関(日本国民高等学校、久連国民高等学園、山陰国民高等学校等)は、デンマークのグルンドウィッチ、コル等によって唱導された農民教育の方法を採用し、農村の中心人物を養成し、もって農村救済をめざしたのである。山崎延吉を塾主とする三重県の神風義塾も、私塾ではあるが、この国民高等学校の流れをくむ。農民福音学校はデンマークのそれに刺激され、キリスト教的教化を重視した学校で、杉山元治郎、賀川豊彦等が中心となって農村青年男女指導者の養成を図るため、1週乃至1月の短期的講習を各地において開設した。農士学校は「社稷を鎮むべき農士」の養成を目的とし、安岡正篤等が東

洋思想に基盤をおく教育を施した。埼玉県菅谷村の日本農士学校の設立趣旨書には「……国家の明日、人民の永福を考える人々は、是非とも活眼を地方農村に放って、此処に信仰あり、哲学あり、詩情あって而して鋤鋤を手にしつづ毅然として中央を睥睨し、周章ず、騒がず、身を修め、家を齊へ、余力あらば先ずその町村からして小独立国家にしたりあげて行こうという土豪や篤農や郷先生を造って行かねばならぬ、是れ新自治主義とも謂ふべき真の日本振興策である」とあり、農士道、武道、国史、農学、農村経営、古事記、東洋倫理等を教育内容とした。<sup>(註)</sup>

(註) 前掲「農村における塾風教育」P.154～155)

当時、農村私塾は各所に設立されたが、橋孝三郎を塾主とする愛郷塾は茨城県に設けられ、愛郷道の精神開発機関を使命として、右翼的な農本主義的農村問題の研究を行なった。青年将校とともに我国々内の状況に憤激し、橋塾長を中心とする塾関係者が昭和7年の5・15事件に農民決死隊として加わったため、この塾は当時の視聴を集めたこともある。

また農民道場も国民高等学校の流れをくむもので、農民精神の作興を目的として各府県に設立された。

当時多数に設立されたこれらの特殊教育機関による教育は、資本主義のゆきづまりに基因する農村の窮乏を救う手段として「農民精神の作興」を強調したが、それは極論すれば資本主義以前の生産様式へ逆行することを旨とす主張であるとさえもいえる。自力甦生といったところで、それは具体的には自給自足乃至農村の副業奨励にすぎなかった。農村の労働が美化されたが、恐惶当時の農民の生活の苦しさは、到底このような方法では救われがたかった。各地には多くの欠食児童があり、教員の給料支払も遅れがちであった。この難局の打開を精神面に求めてもそれは不可能であった。日本帝国主義は侵略戦争によってこの局面を打開しようとする。

なお満州事変後、満蒙の広野に人口問題の解決及び国防上の見地から移民が行なわれ、移植民教育が盛んになってくる。

## (2) 中等学校令時代 昭和18年～新教育制度

我国帝国主義は昭和大恐慌を経て昭和12年には日支事変に突入し、更に16年には大東亜戦争へと進展させていった。資本主義の行きづまりは、国内の狭隘な市場ではもはや立ち行かなくなり、海外に市場を求めようとして侵略戦争にまで進展したのである。戦争に突入するや非常体制がしかれ、産業界も挙国一致して戦争完遂にまい進した。農林水産業は生産資材の統制とともに苦しい立場におこまれつつ、よく増産に努力し、食糧確保に重要な役割を果たした。

教育制度の改革では、中等学校令が制定される以前、既に昭和16年に国民学校令がしかれ、国民教育における軍事色を濃厚に打ち出してきた。

昭和18年1月には、中等学校令がしかれ、明治以来存立していた中学校令、高等女学校令、実業学校令の三勅令を統一して中等教育制度の大改革を行なった。この制度の改革によって従来二元的に考えられていた普通教育と実業教育とを一元的にしようとしたものと考えられることができる。

続いて18年3月には中学校規程、高等女学校規程、実業学校規程が公布されるとともに、明治32年以来存続していた農業学校規程、工業学校規程、商業学校規程等が廃止されて実業学校規程の一本に統一され、農業学校、工業学校等は学校の種類とされた。そして実業学校もまた皇国民を錬成し、もって戦争目的の完遂のために有用な人物を育成しようとした。そして従来一般にいだかれていた実業教育を傍系視する偏見を是正し、産業教育の重要性を強調したのであるが、国民教育、軍国教育の原則に対する自由な立場からの批判は完全に封ざられていた。

18年に制定された実業学校規程では、第一条二において、その目的を「皇国ノ東亜及世界ニ於ケル使命ヲ明ニシ、皇国産業ノ重要性ヲ自覚セシメ職分ヲ尽シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルノ信念ト実践力ヲ涵養スベシ」とし、戦時下の実業教育の狙いを忠良な皇國的産業人の養成において、

戦況が進展するとともに、農業教育も戦時体制下に組み込まれていくのであるが、学校経営もその態勢において、それぞれの特色を発揮するものが多く現れた。

農村不況以来盛んに提唱された府県の農民道場の教育は、実業学校令による学校農業教育に対する批判の産物として生まれたが、この期においても存続した。学校農業教育においても教育内容の反省がなされ、学校によっては塾風の教育を行なったり、特定技能の取得に努めさせたり、教師の特性を活用したり、精神訓練あるいはしつけの教育に重点をおいたり生徒の自主性の伸長に意を用いたりしたものがみられるが、<sup>(註1)</sup>経営能力の養成を重視した学校は著しく少なかった。<sup>(註2)</sup>

註。(1) 前掲「産業教育70年史」P.250

(2) 武田憲治「農業教育」P.45

以上のように種々の特色をもつ学校が現れた反面、従来いろいろの農業学校教育に対する批判が行なわれたが、それらのうちで、教育改革にあたってとりあげるべき対象として考慮された事項は次のようなものであった。<sup>(註)</sup>

(イ) 農業学校の教育としていかなるあり方が望ましい

か

- (ロ) 農業者としての信念あるいは人生観（日本農業精神）をはあくさせるための措置
  - (イ) 農業実習の科学化を図り、いたづらに生徒が無計画に駆使されるようなことは正
  - (ニ) 農業経営能力の育成に努める
  - (ホ) 科学的研究態度の育成に努める
  - (ハ) 学科目にこだわることなく、内容を妥当なものに改める
  - (ト) 企画指導能力の養成に努める
- (註. 前掲「産業教育70年史」P.251)

そして当時の国情を反映し、海外勇飛のための教育をなす拓殖学校や、農村労働力を補給する意味をもつ女子農業学校の新設が奨励されたのである。

戦争中の学校は国民教育の思想が異常な力を持ち、教育目標は国家至上主義にもとづく産業報国と実践力の育成におかれた。農業学校の卒業生は、当時全国的にみて約40%が帰農し、50%が他に出て就職し、残り10%が進学していたとみられるが、このような事情に対して学校は指導組織の不備と相まって、これらの異なる目的をもつ生徒の教育について常に悩殺されていた。

(註. 前掲「産業教育70年史」P.253)

要するに戦時下の学校農業教育は、中等学校令そのものが戦時中に制定されたために、国家主義、全体主義の軍国調が多分に教育内容にとりこまれ、また拓殖学校や女子農業学校の新設もみだが、従来の学校農業教育に教育理念と教育技術の両面から改革を加えたことには注目せねばならない。ただ戦時下の改革で、研究不十分のところもあり、更に実施後2年余で終戦となったために、この成果について批判する段階にまで至らなかった。戦後この教育に対して画一統制の教育だとの批判がきびしかったが、長年月にわたって実施された実業教育令による農業教育に対する批判を検討し、戦時中にも拘らず、「授ける」教育から「生徒の自発性」に主体をおいた、換言すれば「学校中心」から「生徒中心」の教育にきりかえようとした努力は認めてよいであろう。

なお当時、食糧増産における技術者、大陸の開拓者、林業の技術者、獣医・畜産の技術者養成も、生産力拡充とともにまた緊急な社会的要請となった。昭和13年以降、2・3年のうちに農業専門学校学科増設、生徒の定員増が激しく行なわれ、特に軍事的見地から、16年には帯広高等獣医学校の新設が行なわれた。また19年には、時局下商業関係学校の縮減に反して、農業学校の入学定員が拡張されている。

#### IV 新教育制度下における農業教育

昭和20年8月15日の終戦とともに、農村の民主化のための農地改革が断行され、地主・小作関係が解消されて自作農が創設されたのであったが、依然として家族的零細経営は払拭されず、むしろ強化されさえした。他方、農民の自由にして強力な結合を図るために、昭和22年には農業協同組合法が制定され、更に農業生産基盤の強化のため、土地改良事業の実施も数多くみられた。農業技術の進歩は著しく、産業の発展は急速な歩みが続ける。しかしながら他農業の発展速度は到底農業の比ではなく、近時、農業と他産業間の不均等発展が特に注目され、論議の中心課題となってきた。

この間において、教育面においては如何なる展開がみられるのであろうか。

終戦を契機として社会の民主化が叫ばれはじめた。21年にはG・H・Qの要請によって第一次教育使節団が来朝し、前後1カ月を要して研究の結果、教育刷新に関する権利を明示した。同時に21年11月3日には日本国憲法が公布され、その第26条には「すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育をうける権利を有する」ことが定められ、更にこの憲法にもとづいて昭和22年には教育基本法が制定されて、「教育は人格の完成をめざし、平和的国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神にみちた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわなければならない」ことが明らかにされ、教育の機会均等、義務教育、男女共学、学校教育等について、その理念と基本原則とが確立された。

22年3月には教育使節団の報告並びに教育基本法の精神をうけて学校教育法が公布され、新しい学校制度として従来の複線型にかわる6・3・3・4の単線直列系の組織が採用された。

以下に新教育制度の特色をあげてみよう。

- (イ) 従来の学校制度の基本が、天皇の勅令によって定められていたのを排し、新制度においては完全な民主的手続をへて、法律によって定められたこと
- (ロ) 6・3・3・4の単線直列系の単純な学校制度がとられたこと
- (ハ) 義務教育制度の年限が9年に延長され、国民教育の発展が期せられたこと
- (ニ) 各段階の学校の教育目的及び教育目標の大綱が法律に明示され、個人の尊厳と価値の認識のもとに、新しい教育目的が与えられたこと
- (ト) 教育行政の中央集権を打破し、地方分権および教育の自主制が確立されたこと

などである。<sup>(註)</sup>

(註、野尻他編「農業教育と農民教育」Vol 1 p. 48)

従来の我国中等教育制度が昭和18年中等学校令一本に統合されたことは前述したが、この統合は形式的に一本化されただけであり、実情はそれ以前と大差がなかったとみられている。

しかるに新教育になってからは、教育の機会均等、男女共学の立場から高等学校を一元化し、またその共通必修を定めて一元化を狙い、また普通科目を選ぶか、職業科目を主として選ぶかは生徒の選択にまかせたのであった。しかるにこの制度は、結果的にかえって職業教育を不振にし、また技術教育の低下を来したという非難を生じてきた。即ち<sup>(註)</sup>

(イ) 社会一般が職業科を軽視する風潮があり、職業科を選択する生徒が少ない

(ロ) 高校では85単位のわくがあり、しかもそのうち38単位の共通必修科目が義務づけられているので、職業人の養成は困難である。

(ハ) 教育の機会均等にもとづく総合制は職業教育を不振にしているから、単独の職業高校が必要である

(ニ) 職業教育法を設けて、国家はこれを援助すべきである

(註、25年来朝第2次教育使節団に対する文部省報告)

これに対して使節団は、職業教育の強力な計画が樹立される必要があることを指摘した。産業復興、経済自立が基本国策として特に重要な意味をもちはじめた25年頃から、産業教育振興の気運は急速に促進されるようになり、26年6月11日には職業教育の不振に対する補強策として産業教育振興法が公布され、これに基づいて中央産業教育審議会令も同月30日に公布され、産業教育の振興をはかることとなった。

以上概説した戦後の教育情況のうちにあつて、中学、高校、大学はいかなる教育目的をもつものとされたのであろうか。

現在の中学校は、小学校で行なつた教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等普通教育を施すことを目的としているが、その教育目標は次の三つにあるといわれている。

(イ) 国家及び社会の形成者として必要な資質を養ふこと(社会的公民的資質の養成)

(ロ) 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養ふ(職業人としての素地の養成)

(ハ) 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正なる判断力を養ふこと(個人完

### 成への教育)

このようにして昭和24年4月から中学校に職業科が設けられ、農業・工業・商業・水産・家庭がおのおのの科目としてその中におかれたが、24年12月からは「職業・家庭科」という一教科となり、更に37年度からは「技術家庭科」として衣替えることになっている。

高等学校は中学校の教育の基礎の上に「心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」(学校教育法第41条)とされ、大学教育も高等学校の教育の上に加重するものとされた。

中学校における現行職業家庭科は、実生活に役立つ仕事・技能を中心として、社会的経済的な知識理解を深め、実生活の充実発展を旨として学習することとなっている。その内容も、地域性を十分に勘案して環境に適応する学習を自主的に行なうことが認められ、農村地帯の中学校では農業的色彩の強いものが採用されている。そして現在、農・工・商・家政の4類12項目の技能が職業・家庭科の内容として選定されているが、現状においては、具体的な指導方針や設備並びに教師の指導体制に問題が残され、また農村子弟で卒業後農業に従事せんとするものに対しては、最近の技術進歩の速度とともに現行教育の効果が十分発揮されておらず、卒業後の自主的な研究を多く必要とされている。農村地帯における青年学級、四Hクラブ等の活動がそれである。

37年度からは、職業・家庭科も技術家庭科となって、産業技術を重視した教育がなされようとしているが、これはひとり中学校の産業教育においてのみならず、農業高校の定員減乃至は工業高校への転換、大学農学部 of 工学部化(一例として農業工学及び農芸化学科等の増設)等の一連の動きとなってあらわれ、他産業の発展とともに農業教育の体質改善問題が前面におしだされてきている。

さて、新教育制度下においては、戦前の農業学校に相当する教育は、単独の農業高校または総合高校の農業課程で行なわれることとなった。

学習指導要領によれば、高校における農業科教育の一般的目標は、将来自営者になるものあるいは農業に関する初級技術者になろうとするものに、農業に関する科学的実的な能力を養ふことにあるとされている。

農業学校では、大正10年の農業学校規程改正ではじめて学科制度を採用したのであるが、新制度の高校農業教育においても大むね従来の方針を受けつつも、農業の実際に密着する教育に順応するという目的のもとに改正が加えられた。

教育課程においては、24年に「総合農業」を新設し、また「実習」を廃し、教科における理論と実際の一体化

をはかる等の改正が加えられた。教科内容の編成は大教科主義、経験単元主義によってなされるべきだとされ、それは一つの「コア」になるものを想定し「なすことによって学ぶ」という理念に立脚して設けられたのである。

総合農業は、もともと総合であるべき筈のわが国の農業が、余りにも特殊化され、専門化され、甚だしきは断片化されたために、農業経営の技術において著しく劣るものがあり、これを是正しようとして起ったものである。<sup>(註)</sup>

(註、東京教大編「職業教育」P.107)

そして生徒がその土地のよき農民となるために必要な農業に関する知識技能を総合的に発達させるように体系づけた教科とされ、その学習によって農業経営、企画力、自発的学習法を助長しようとする目的をいっていた。従来の耕種・畜産等の「分化した教科」は、それぞれに専門的に独立した学問体系によったものであり、我国の農業に適合しかね、従って自営者養成には総合農業が望ましいとされたのである。

総合農業では単位の6分の1以内を地域社会の農業を考慮に入れたホーム・プロジェクトに与えることができることになっており、それに伴う実習にも改革が加えられ、理論と実践の統一が試みられた。また農業工作の新設も行なわれ、学校農業クラブの組織等も行なわれたのである。要するに以上の措置は社会経済的要請に即応するためのものであったが、研究指定校をもうけて教育の運営を考究させたり、農業教育の協同評価を行なったりして教育の成果をあげんとしたのである。

敗戦とともに、農業あるいは繊維専門学校の教育方針としてとりあげられたものは、関係実務に適切な教育として演習・実験・実習による教育を重んじ、盛んな実践力を養い、文化についての素養を豊かにして指導者としての資質を身につけることが要請された。専門学校における拓殖科は農科に改組され、戦時中の臨時措置として増募された生徒定員は一応戦前にもどされ、生徒の転学の便が大巾に講ぜられた。獣医畜産科などは入学定員が半減され、一部は畜産科に改組された。また滝文農業事情等の一連の講義科目も同時に姿を消していった。

これらの専門学校は、24年の国立大学設置法によって新制大学として新たなる出発をみせ、各地の大学農業関係学部となった。戦後の大学における農業教育の中で特に目新しいものとして26年から全国の12大学に総合農学科が設置され、前述の高校総合農業担当教員養成、農業改良普及員及び生活改善普及員の養成を旨とした。我国農家の営む農業の総技術を、経済を含めて総合的に考察し、あわせて農業工作的知見をも深め、農家がよりよい農業を営み、それによってよりよい生活を行なうことを

研究する科学であり、各大学におけるその研究が進めば、<sup>(註)</sup>我国の農家の繁栄に資するところが大きいものとされたのであった。

(註、前掲「産業教育70年史」P.418)

以上、戦後の新教育制度下の農業教育のアウトラインをみてきた。教育の民主化にそって総合制、地域性、男女共学制が採用され、その教育内容は総合農業的なものに代表されるようになってきた。総合農業は教育理念としては一応首肯できても、その実際の運用に当っては、教師の指導能力や施設設備に問題が残され、新制度下の農業教育に関する議論は、総合農業の是非に集中されたかの感さえあった。総合農業に対して、「総合農業は混合農業である」という声さえもある。このような議論の出る背景には、我国農業が八百屋の農業経営を営む家族的零細小農経営の範疇に属しているために、あれやこれやの農業技術を僅かずつ組合せ、それをもって農家の総技術とするところに問題が生じてくる。総合農業は米国の農業教育に範をとったのであるが、我国の小農経営型態には未だ十分適していない面が多分に残存し、ここに今後の我国農業、それに基盤をおく農業教育の問題がひそんでいると考えられる。

我国の零細な家族労作経営は資本に乏しく、従って労働集約的農業生産を営まなければならない宿命をもち、他産業と農業との間に限界生産力の差を生じ、その結果著しい所得格差をもたらすこととなる。昭和36年制定をみた農業基本法はこの事実を重視し、農業の生産性を向上して他産業との所得の均衡を図るために農業構造の改善を行ない、一戸当りの経営面積を拡大してそこに必要な資本を投下し、機械を導入し、農産物需要構造の変化にみあって、米麦中心の農業から果樹・ソサイ・畜産等を主とした商品生産農家の育成へと生産態勢を変化させねばならないとしている。

生産性の向上という見地から、農業構造の改善ということが叫ばれているが、構造改善を軌道にのせたところで、それを実際に経営するのは経営者=人間である。農業基本法第19条においても、「国は近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者の養成及び確保並びに農業経営の近代化及び農業従事者の生活改善を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする」と規定し、今後の農業経営者の資質の向上を指摘している。基本法にいう優秀な自立農業者の育成こそは即ち教育に連なってきた、ここに農業の基本問題と農業教育が関連してくることとなる。

農業基本法で指向する100万戸の自立経営とは、一戸当たり平均経営耕地面積2町5反、粗収益100万円以上の農家を想定し、もって他産業従事者と所得の均衡する農

業経営ということである。このことは家族労作的経営から企業的家族農業経営への移行を伴って始めて可能となるが、かかる企業的経営に即応した経営能力＝企業能力が必要とされてくる。今後の農業教育は、この自立農家を経営していくための経営能力を如何にして高めるか（それは従来の単なる「経営」を「教える」というやり方ではない）ということが中心となってくる。更に基本法では自立経営の他に協業化ということが述べられているが協業体を動かす経営能力の必要性も重視されてくる。

元来我国には実業教育を傍系とし、これを軽視する社会風潮が存在していたが、特に最近においては農業関係学校への入学者の質の低下が云々され、また入学志願者が募集定員を下回る現象さえ呈することがみられ、更に農業関係学校の卒業者が農業に帰らず、他産業に流出していくということが指摘されてきた。その原因の一つには、労働の激しさに比して農業の限界生産性が低く、従って他産業との所得格差を来し、ために青年が農業に魅力を失っているところにあると考えられる。魅力のある農業とは近代的で「儲かる農業」という言葉で換言できよう。基本法でもこの不均衡の是正を旨としているが、一方農業者の側からも、農業と非農業との開差を縮少していく「能力ある人間」が求められる。最近の農村からの新規労働力の流出は顕著な勢を示しているが、たとえ量は多くなくても、農業就業者の質の改善、優秀な経営能力をそなえた人の育成ということは忘れてはならないであろう。現状においては、約13万人の新規農業就業者の内訳が、中学卒業者が8万人、農業高校卒業者が26,000人、その他が17,000人となっており、新規農業就業者の減少とともに補助的労働の増加がみられ、質的に著しく弱体化している<sup>(1)</sup>。上述の数字によれば、新規就業者中高校農業教育をうけたものは、2割にしか達していない。かかる就業形態をとるかぎり、いかに高度の農業政策を実施しても、今後の近代的農業を営み、農業の生産性を向上せしめることは困難であろう。

註. (1) 文部省編「産業教育」Vol 11, No 11, p. 18

(2) 拙稿「高根県における農家労働力の就業動向」

今後の農業教育は、基本法の趣旨にそわねばならない。そのために、農業高校でも機械を重視した指導を重視する必要がある。現在農業課程が農業に関する課程全体の65%を占めているが、農業の選択的拡大という面からすれば、園芸科、畜産科等に転換することも考えねばならない。更に自営者養成とともに農業教育の目標となっている農業関連産業従事者養成の観点からも、農業土木科、農産加工科等が重視されてよく、全体的に農業に関する学科の再編成と体質改善の必要性がある。

農業の近代化の傾向と、農業就業動向、農業構造の動

向から、農業教育においては生徒数の多きを狙わず、質の向上に重点をおいて教育効果の向上を図らねばならない。新しい農業者の養成には、新しい技術と経営の能力を十分身につけさせねばならないことはいうまでもないであろう。

## V む す び

以上、明治以来の我国の農業教育の展開過程を、日本資本主義との関連のもとに、更には農業自体の発展の系譜の上にとってみてきた。農業教育は、実業教育、職業教育乃至産業教育の一環として、日本資本主義の発展と関連を有し、その動きとともに教育制度、教育内容の変化を示してきた。

勤業の必要性から出発してきた農業教育は、文部省の教育組織のうちに入れられて発達し、現在、農業高校は約850校、生徒数約215,000人、大学は52校、学生数約28,000人を数えるまでになっている。(附表参照)その教育内容においても、教師中心の観念注入方式から生徒の自発性を尊重する教育に移行し、地域社会の農業事情を学校教育に反映するまでになってきた。

われわれは、農業教育の展開過程を四つの時期に分けて考察してきた。即ち、第一は近代経済社会の展開と教育制度の確立の時期であり、第二は資本主義経済の繁栄と農業教育の発展の時期に当り、それは明治32年から昭和5年にわたる。第三は昭和の初期、恐慌の嵐とともに訪づれる農村不況と、それに基因する教学の振興の時期であり、特殊教育機関の隆盛と軍国的農業教育が特徴となる。第四は終戦以来の新教育の段階となるが、今日では農業教育の体質改善問題が叫ばれるに至っている。

農業教育は、各時代において幾多の問題を内包し、かつ批判を加えられつつ現在の姿に立ち至っている。近時、農業就業構造並びに農業構造自体の変化につれて、農業教育の体質改善が叫ばれているが、農業の近代化という大目的見地に立てば、ここにも農業教育の一層の発展の芽が内にきざしているときさえも見られよう。

唯、我国農業教育の困難性は、農業という産業のもつ限界生産力の低さということとともに、特に中等程度の教育においては、米国の如く教育目標が「農民生活水準の向上」という一本の線にまともならず、各時代にわたって自営者養成、関連産業従事者養成、上級学校進学者の指導という異なった面を有し、その教育目標が統一されがたい。このような困難性が農業教育の発展を阻害している面を多分に有していることに注目せねばならないであろう。

附表 農業教育の発達と農家戸数等の変遷

年 度	校 数			生 徒 数			農家戸数	農業就業者	総 人 口
	農 学 校	専門校 (短大)	大 学	農 学 校	専 門 校 (短大)	大 学			
明治28	23	—	1	1,427	—	80	千戸 —	千人 —	千人 —
33	56	—	1	1,326	—	56	—	—	—
38	119	3	1	13,776	885	197	—	—	—
45	222	4	2	24,439	610	456	5,498	—	—
大正 4	263	7	2	36,460	1,248	722	5,535	—	—
9	317	7	2	46,241	1,462	503	5,573	14,108	内地人口 55,963
14	325	12	4	55,017	2,433	982	5,549	—	59,737
昭和 5	335	12	5	65,703	3,105	1,525	5,600	13,944	64,450
10	361	14	5	76,457	4,434	1,545	5,611	—	69,254
15	392	16	5	100,578	6,303	1,483	5,480	13,549	73,114
20	398	30	6	177,455	14,095	3,163	5,698	18,594	71,998
25	632	34	38	179,382	3,848	13,065	6,176	16,590	83,200
30	677	16	49	201,475	1,355	25,800	6,043	16,300	89,275
35	※ 849	11	52	215,630	1,353	28,040	6,057	14,543	93,407

(註) ① 産業教育Vol11, no 9, Page 5 より引用

② ※印は昭和33年度の数字

(1962. 1. 15)

参 考 文 献

- (1) 柏祐賢著「日本農業概論」養賢堂 昭和35年
- (2) 同 「農業教科教育法講義ノート」
- (3) 文部省刊「産業教育70年史」雇用問題研究会 昭和31年
- (4) 武田憲治著「農業教育」岩崎書店 昭和29年
- (5) 浜田陽太郎著「日本農村の教育」東洋館 昭和33年
- (6) 大田堯著「日本の農村と教育」国土社 昭和32年
- (7) 小倉武一著「農民と教育」農林統計協会 昭和26年
- (8) 野尻重雄編「農民」明文堂 昭和34年
- (9) 東京教大編「職業教育」金子書房 昭和29年
- (10) 野尻・厚沢・中田編「農業教育と農民教育」第1号, 第2号 文教書院 昭和28年
- (11) 協調会刊「農村に於ける塾風教育」昭和9年
- (12) 山崎延吉著「更生農村教育」賢文館 昭和9年
- (13) 大谷英一著「日本村塾教育」関谷書店 昭和10年
- (14) 加藤完治著「日本農村教育」東洋図書 昭和9年
- (15) 横尾惣三郎著「農村教育の革新」日本評論社 昭和7年
- (16) 小出満二著「農業教育」東洋図書 昭和3年
- (17) 浪江慶著「農村教育の砂漠」農文協 昭和29年
- (18) 玉城肇著「日本教育発達史」三一書房 昭和29年
- (19) 矢内原忠雄編「現代日本小史」みすず書房 昭和27年
- (20) 文部省職業教育課編「産業教育」Vol11, No 9, 10, 11 昭和36年
- (21) 伝田功稿「農業教育の実態と動向」農業と経済 Vol 24, No. 2 昭和33年
- (22) 拙稿「島根県における農家労働力の就業動向」島根農大研究報告第9号 昭和36年
- (23) 須知高校編「地域の有畜営農情勢と畜産教育のありかた」昭和31年